

青森県報

第三千六百六十九号

平成二十五年
三月二十二日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課).....	一
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出.....	(同).....	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定.....	(同).....	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課).....	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同).....	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同).....	二
青森県土地利用基本計画の変更.....	(監理課).....	三
自動車専用道路の指定.....	(道路課).....	三
道路の供用の開始.....	(同).....	三
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....	四
公 告		
土地立入の通知.....	(監理課).....	四
建設業者の許可の取消し.....	(土木局).....	五
右 同.....	(同).....	五
右 同.....	(同).....	六
教育委員会		
青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	(職員福利課).....	六

告 示

青森県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
むつみ眼科クリニック	三沢市中央町三丁目二の三六	平成二五・三・一

青森県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	事業所	変更年月日
医療法人 弘愛会	弘前市大字宮 四三丁目一の 三丁目の	事業所	訪問看護 ステーション あいにふれ	平成二五・三・一
		事業所	弘前市大字宮 四三丁目一の 三丁目の	

青森県告示第百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
むつみ眼科クリニック	三沢市中央町三丁目二の三六	平成 五 三 一

青森県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
株式会社ア&フーズ	弘前市大字末広四丁目一の二	訪問介護	ヘルパーステーション	平成 五 三 一
株式会社うら	青森市大字幸畑字松元五八の三	訪問看護	訪問看護ステーションあゆみ	平成 二 五 三 一 五
			弘前市大字城東中央一丁目二の一〇	

青森県告示第百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	指定年月日
株式会社弘前ベストケア&フーズ	弘前市大字末広四丁目一の二	居宅介護支援事業所 寿楽	平成 二 五 三 一 五

青森県告示第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
株式会社うら	青森市大字幸畑字松元五八の三	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションあゆみ	平成 二 五 三 一 五
			むつ市松原町二の二	

株式会社弘前ベフトケア&フーズ	弘前市大字末広四丁目一の一	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション 寿楽	弘前市大字城東一中央一丁目二の〇	"
-----------------	---------------	----------	---------------	------------------	---

青森県告示第二百三十四号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の自然公園地域の区域を次のように改める。
区域を拡大した市
八戸市

二 変更の内容

次の図のとおり

（「次の図」は、省略する。）

青森県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年四月二十一日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
県道八戸野辺地線	上北郡おいらせ町木ノ下西七九七の四から上北郡おいらせ町木ノ下西六〇の三一まで 上北郡おいらせ町上久保六二の二一から上北郡おいらせ町木ノ下西六〇の三〇まで 上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の一〇一から上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の一〇七五まで	平成三〇・三・三

青森県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年四月二十一日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸野辺地線	上北郡おいらせ町木ノ下西七九七の四から上北郡おいらせ町木ノ下西六〇の三一まで 上北郡おいらせ町上久保六二の二一から上北郡おいらせ町木ノ下西六〇の三〇まで 上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の五五から上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の六五〇まで	平成三〇・三・二四

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十五年三月十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（三・三・十七号 館鼻公園）

三 事業施行期間

平成八年十二月十八日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十年三月十九日青森県告示第二百二十一号）の事業地のうち大字湊町字館鼻地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

公 告

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 事業の種類
北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

青 森 市													市町村名	大字名	字	名		
左	内	清	前	奥	瀬	飛	西	羽	油	岡	新	新	石	大	江	高		
堰	真	水	田	内	子	鳥	田	白	川	町	城	田	江	字	高	間		
大科、野田	岸田、平岡	成見、生田	中野、湯の沢	宮田、川合、平塚	磯田、神田	塩越、岸田、福浦	浜田、沖津、山辺	富田、池上、沢田	実法、船岡	松本、藤戸	平岡、福田	忍						

四 立ち入るつとする期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

今東 津 別 軽 町郡			外東 ヶ津 浜軽 町郡	蓬東 津 田 軽 村郡										
浜 名	今 別	大 川 平		広 瀬	瀬 辺 地	郷 沢	蓬 田	阿 弥 陀 川	長 科	中 沢	四 戸 橋	後 漕	六 枚 橋	小 橋
中宇田、浜名沢、中野、黒崎	中沢、西田	母沢、梶菱、二股、上股、与次郎沢、深沢、清川、安兵衛川、熊沢、村元	蟹田南沢山口、蟹田南沢館下、蟹田小国館下、蟹田山本野脇、蟹田山本紅葉坂、蟹田山本前田、蟹田大平山元、蟹田小国東小国山、蟹田小国西小国山、蟹田小国三枚橋、蟹田大平沢辺	坂元、高根	山田、田浦	浜田	汐越、蓬田山、宮本	汐千、江利前沢山	浦田、川瀬、鶴喰	池田、浪返	富田、磯部	大原、平野	不浪知、山越	福田、千鳥、伊沢、田川

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社沼田ホーム

二 代表者の氏名 沼田 幸四郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町上北南四丁目三二の五〇七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一五八一五号

五 取消年月日 平成二十五年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大栄産業

二 代表者の氏名 大嶋 長一

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字膳前七〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第五〇〇〇一四号

五 取消年月日 平成二十五年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可
 大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、電気通信、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
 平成二十五年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大栄産業
- 二 代表者の氏名 大嶋 長一
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字膳前七〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第五〇〇〇一四号
- 五 取消年月日 平成二十五年二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成二十五年三月二十二日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
 第十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、県費負担教職員の給与及び旅費（教育長が別に定めるものを除く。）に関する事務に関する教育事務所の管轄区域は、次のとおりとする。

教育事務所名	管轄区域
東青教育事務所	青森市、東津軽郡むつ市、下北郡
中南教育事務所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡
三八教育事務所	八戸市、三戸郡十和田市、三沢市、上北郡

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、西北教育事務所、上北教育事務所及び下北教育事務所にあつては、第五号に掲げる事務のうち第十一条第三項に規定する事務を除く。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------